

本資料は、平成30年10月12日付東京都福祉保健局通知
「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」(通知)
の「別紙」の内容を一部修正したものです。

乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止

- 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。
- 何よりも一人にしないことが大切です。
- 寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。

具体的には…

- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

- 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ
- 乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。

□ 仰向け寝を徹底する(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)

- ・ 1歳児以上でも、乳幼児の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行うようにしましょう。

□ 午睡(睡眠)時チェックをきめ細やかに行い、記録する

- ・ 必ず1人1人チェックし、その都度記録しましょう。
【世田谷区の基準等における睡眠チェックの間隔（目安）】
0、1歳児：5分毎、2歳児：10分毎、3歳以上児：15分毎
- ・ 預けはじめの時期は特に注意してチェックしましょう。
- ・ 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしましょう。
- ・ 人任せにしないよう、チェックする担当を明確にしましょう。

□ 厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない

□ 保護者と緊密なコミュニケーションを取る

- ・ 預けはじめの時期や体調不良明けは特に注意して、家庭でのお子さんの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取るとともに、保育園でのお子さんの様子もきめ細やかに報告しましょう。気になることはお互いに話し合い、対策を講じましょう。

救急対応策の徹底

- 事故・病気等の際の救急対応策について、改めて確認・見直しを行うとともに、職員に周知徹底し、研修・訓練を実施しましょう。
どの時間帯でも、どの職員体制でも、救急対応ができるようにすることが大切です。

□ 常時複数職員配置の徹底

- ・緊急時に適切に対応するためにも、常時職員を複数配置しておくことが重要です。
- ・1日に保育する乳幼児の数が5人以下施設で、有資格者が1人で保育している場合、緊急時に近隣の応援体制が得られるようにお願いをしておく等、体制作りが必要です。

□ 緊急時対応マニュアルの作成・見直し

(対応項目)

- 119番通報
- 心肺蘇生措置（人工呼吸、心臓マッサージ、AED）等応急措置
- 保護者への連絡
- 他の児童の保育
- ・睡眠時に異変に気づいたら、直ちに足先など抹消部を刺激し、名前を呼ぶなど意識の確認をしましょう。また、気道閉塞の様子はないか、観察してください。
- ・119番通報と心肺蘇生措置は同時に行う必要があります。
- ・曜日別、時間帯別、職員体制別に役割分担を明確にしておきましょう。

□ 救急対応訓練の実施

- ・訓練をしていなければ、緊急時に動転してしまい、適切な対応が取れません。
- ・定期的に、救急対応訓練を行いましょう。事故内容、曜日、時間帯、児童数、職員体制等が異なる状況を想定し、また全ての職員が対応できるようになるよう、訓練を行いましょう。

□ 救命講習の受講

- ・各消防署で救命講習を実施しています。各消防署にお問い合わせください。
- ・また、(公財)東京都福祉保健財団で実施している認可外保育施設職員向けテーマ別研修でも、「救急救命訓練」を実施しています。できるだけ多くの職員が救命講習を受けられるようにしましょう。1度きりではなく、定期的に講習を受けることが大切です。